

暗号資産交換業に係る事故の確認申請・調査及び確認等に関する規則

(2020年4月24日 制定)

(2020年9月25日 一部改正)

(2024年2月9日 一部改正)

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、会員が、会員又はその代表者等の暗号資産交換業に係る事故により補填行為を行う場合の確認申請手続及び事故報告手続その他これらの手続を行うに必要な事項を定め、もって本制度の適正な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1 事故

暗号資産交換業に係る損失補填等の禁止に関する規則（以下「損失補填禁止規則」という。）第4条第2項に規定する事故をいう。

2 補填行為

損失補填禁止規則第2条第1項第2号の申込み又は約束及び同条第3号に掲げる提供をいう。

3 調査確認

損失補填禁止規則第5条第1項柱書に規定される日本暗号資産交換業協会（以下「本協会」という。）が行う調査及び確認

4 事故確認申請

損失補填禁止規則第5条第1項柱書に規定される本協会の調査及び確認を受けるために同規則第3章の規定に基づき会員が行う事故確認申請書及びその添付書類の本協会への提出をいう。

5 事故報告

損失補填禁止規則第5条第3項の規定に基づく報告をいう。

6 代表者等

損失補填禁止規則第4条第2項に記載する「会員の代表者、代理人、使用人その他の従業者」をいう。

7 暗号資産交換等取引

損失補填禁止規則第2条1号に記載する「資金決済法第2条第15項柱書において定義される暗号資産の交換等に係る取引」をいう。

(社内管理体制の整備等)

第3条 会員は、事故の適正な処理を図るため、事故の社内審査、事故確認申請手続及び事故報告手続に関する社内管理体制の整備並びにその適切な運営に努めなければならない。

2 会員は、前項の社内審査及び各手続に関する法定帳簿その他の書類及び記録を整理及び保存し、適切に管理しなければならない。

第2章 事故確認申請

(事故確認申請)

第4条 会員は、代表者等の事故による損失の全部又は一部につき補填行為を行う場合には、損失補填禁止規則第5条1号から10号に掲げる場合を除き、当該補填に係る損失が事故に起因するものであることにつきあらかじめ本協会の調査及び確認を受けなければならない。

2 前項の調査及び確認を受けようとする会員は、損失補填禁止規則第6条に定めるところにより、同規則第7条各号に掲げる事項を記載した所定の様式による事故確認申請書を本協会に提出しなければならない。

3 会員は、前項の事故確認申請書に、損失補填禁止規則第2条第2号の申込みに係るものである場合を除き、損失補填禁止規則第8条第1項に規定する添付書類を添付しなければならない。

(本協会による調査確認)

第5条 本協会は、会員から前条第2項の規定により、事故確認申請書の提出があった場合には、当該事故確認申請書に記載された補填に係る損失が事故に起因するものであるかどうかを調査及び確認する。

2 本協会は、前項の調査及び確認のため必要と認めるときは、事故確認申請書を提出した会員に対し、その内容につき説明を求め、又は証拠書類等の提出を求めることができる。

3 会員は、前項の求めがあったときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(会員に対する回答)

第6条 本協会は、会員から提出された事故確認申請書に記載された利用者に対する支払が、事故による損失を補填するために行われるものであるかどうかについて調査及び確認を行った場合には、速やかに、その内容を当該会員に回答する。

第3章 事故報告

(本協会への報告義務)

第7条 会員は、損失補填禁止規則第5条第1項第9号及び第10号の規定に基づき本協会の調査確認が不要とされる事故について補填行為を行ったときは、当該補填行為を行った日の属する月の翌月末日までに、同規則第7条各号に掲げる事項を記載した所定の様

式による報告書により、本協会に報告をしなければならない。

2 本協会は、前項の場合において必要と認めるときは、当該会員に対し、その内容につき説明を求め、資料等の提出を求めることができる。

附則（2020年4月24日決議）

この規則は、2020年5月1日から施行する。